

○大学生等フィールドワーク推進事業補助金交付要綱

平成30年8月1日

益田市告示第233号

改正 令和元年5月1日告示第1号

令和2年3月30日告示第81号

令和3年9月29日告示第310号

令和5年3月31日告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、交流人口の拡大を目的として、本市における地域課題に関するフィールドワークを行う大学生等に対し、予算の範囲内において交付する大学生等フィールドワーク推進事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号。第6条において「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) フィールドワーク 本市に一定期間滞在し、本市における地域課題に関する調査、研究及び資料収集を行うものいう。

(2) 大学生等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等専門学校、短期大学、専修学校若しくは大学又はこれらに類するものとして市長が認めた学校、機関等(以下「大学等」という。)に在籍する者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、本市外に居住する大学生等であって、本市において観光振興、特産品開発、定住対策等のフィールドワークを行うために、2日以上滞在するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、前項の補助対象経費の総額(大学等、企業その他の研究機関がこれを負担し、又は助成を行うときは、補助対象経費の総額から当該負担又は助成に係る額を控除した額)に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、大学生等1人につき20,000円を上限とする。

3 補助金の交付を受けた大学生等は、当該交付を受けた年度内において、再び交付を受けることができないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする大学生等(以下「申請者」という。)は、大学生等フィールドワーク推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、フィールドワークを開始する日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するとともに、当該決定の内容を大学生等フィールドワーク推進事業補助金交付決定等通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付の決定を受けた補助金については、規則第10条に規定する着手届及び完了届は、提出を要しないものとする。

（実績報告等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係るフィールドワークを終了したときは、終了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該終了した日の属する年度の末日のいずれか早い日まで、大学生等フィールドワーク推進事業補助金実績報告書（兼交付請求書）（様式第3号）により市長に実績を報告するとともに、補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定の事後において、交付決定者が虚偽の申請その他の不正行為により当該交付決定を受けたことが判明したときは、当該補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、その全部又は一部に相当する額について、返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による交付決定の取消しの通知及び補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求める旨の決定の命令は、大学生等フィールドワーク推進事業補助金交付決定取消通知書（兼補助金返還命令書）（様式第4号）により行うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

（失効期日）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和元年5月1日告示第1号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第81号）

この告示は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和3年9月29日告示第310号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年9月29日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第85号）

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の各告示の様式（次項に

において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の各告示の様式によるものとみなす。

- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容
交通費	大学等の所在地と本市との間の往復旅費（飛行機、鉄道、バス等の公共交通機関の利用に係る実費）
宿泊費	本市内の宿泊施設での宿泊費（飲食費を除く。）
使用料	フィールドワーク実施に係る本市内の施設、物品等の使用料